

富士川町の後援等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、各種団体等が主催者となって行事を行なう際、本町に共催、後援、賛助（以下「後援等」という。）することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- (1) 共催 事業について共同で主催を行い、共同主催者としての責任を明確にし、及び分担するものをいう。
- (2) 後援 事業の趣旨に賛同し、次の区分により行政等の援助を行なうものをいう。
 - ア 実質後援 補助金の給付、物的援助、経済的援助、事業の運営に関する人的支援、その他直接事業に対し支援を行なうもの
 - イ 名義後援 実質的な援助はないが、本町の名義を使用させることにより、後援の意思を表明するもの
- (3) 賛助 事業の趣旨に賛同し、本町の名義を使用させ、賛助の意思を表明するものをいう。

(対象事業)

第3条 次の各号のいずれにも該当する事業については、後援等を申請できるものとする。

- (1) 学術、教育、文化、スポーツその他公共の福祉の向上に寄与する事業
- (2) 営利を目的としない事業
- (3) 政治的活動、宗教的活動でない事業
- (4) 多数の町民を対象としている事業
- (5) 暴力行為や迷惑、侵害となるようなことのない事業
- (6) その他公共性について積極的であると認められる事業

(対象団体)

第4条 本町が後援等を行なうことができる事業の団体等については、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国、地方公共団体及び公共的団体
- (2) 公益法人その他これに準ずる団体（政治的活動及び宗教活動を行う団体を除く。）
- (3) 町民の生活、健康の向上、地域の経済並びに教育、文化及びスポーツの振興に関する団体で、規約、事務局、役員、経理機構及び活動内容が明確な団体

(4) 前3号に掲げるものが構成員となり、学術に関するものや本町が公益上必要と認め補助金などを支出している団体

(5) 前各号に掲げるもののほか、特に町長が適当と認める団体等

(申請)

第5条 後援等の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、後援等申請書(様式第1号)に、事業計画書等を添えて申請しなければならない。

2 提出については、当該事業の行なわれる2週間前までに提出しなければならない。

(後援等の決定)

第6条 前条の申請があったときは、当該申請の内容を十分審査し、適当と認める場合には、後援等決定通知書(様式第2号)により申請者あてに通知しなければならない。

2 申請者は、前項の通知を受けた後、後援等の申請内容に変更が生じた場合は、後援等変更申請書(様式第3号)により速やかに町長に届け出なければならない。

(後援等の取消)

第7条 後援等について虚偽の申請や内容等に著しい変更があった場合には、後援等を取り消すことができる。

(事業報告)

第8条 町長は、必要があると認めるときは、後援する行事の主催者に対し、事業報告書(様式第4号)の提出を求めることができる。

(事務処理等)

第9条 後援等の申請に関わる受付その他の事務処理等については、関係課の意見を聞き、総務課において処理する。

(委任)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。